

日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付要綱

令和6年9月25日

告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、日の出町（以下「町内」という。）の日の出町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録した物件により移住・定住しようとする者及び空き家の所有者等が空き家バンクに登録するための措置に対して、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、空き家の利活用の促進を図り、もって移住・定住促進による地域の活性化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものも含む。）町内に存する一戸建ての建築物及びその敷地をいう。ただし、今後の使用予定が決定しているものを除く
- (2) 空き家バンク 町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、移住・定住等を目的とした空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。ただし、この要綱は、賃貸等の契約物件等は該当しない
- (3) 空き家所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買を行うことができる者、かつ、空き家バンクに登録又は登録を希望する者をいう
- (4) 移住・定住者 空き家所有者等との売買契約により新たに移住・定住し空き家の所有者となることが決定しており、かつ、以下のいずれかに該当する者をいう

ア 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をし、又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居している両当事者。（いずれもが40歳未満であるものに限る。）

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出産予定であることが母子手帳等で確認できる胎児を含む。）と同居しているその父又は母及び当該父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパ

ートナーシップの宣誓があったことの証明を受けた者をいう

- (5) 家財道具等 使用されず空き家に放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨その他家財道具をいう
- (6) リノベーション等 空き家を空き家バンクにより取得し、新たに移住・定住するために行う、住宅のリフォーム、リノベーション等の改修をいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家所有者等(空き家所有者等は空き家バンク登録後6箇月を経過しない者)又は移住・定住者(売買契約日から起算して1年を経過しない者。)
- (2) 移住・定住者は、町外に居住又は町内の賃貸住宅に居住し、かつ、補助金の交付を受けた日から日の出町に5年以上当該空き家に住民登録のうえ居住し定住する意思のある者
- (3) 空き家所有者等は、補助金に係る空き家を空き家バンクを通じて売却するまでの間、継続して2年空き家バンクに登録する意思を有する者
- (4) 空き家所有者等と移住・定住者の関係が三親等内の親族でない者
- (5) 空き家に係る経費の支払いが当該会計年度内に完了する者
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (7) 日の出町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと
- (8) 所有者等及び利用者が納付すべき区市町村税及び国民健康保険税(以下「町税等」という。)について、納期が到来している町税等を完納していること
- (9) 転売等の営利目的ではないこと

(補助対象空き家)

第4条 補助対象空き家は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 昭和56年6月1日以降の耐震基準で建築された建築物であること。ただし、既に建築基準法(昭和25年法律第201号)の地震に対する安全性に係る規定若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に適合することが証明されているもの又は、この改修工事に併せて耐震改修を実施するものはこの限りでない

(補助対象事業の実施)

第5条 補助対象者は、補助対象事業の施工者等を、町内に住所又は事務所を有する事業者とするよう努めるものとする。

2 前項の補助対象事業にかかる契約は補助金の交付決定後に締結し、補助対象事業は補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助対象事業を行うための経費とする。

(1) 空き家を移住・定住として利活用するためのリノベーション等の改修工事等（以下「改修工事等」という。）

(2) 空き家を空き家バンクに登録するための空き家の家財道具等片付け及び片付けの際発生した不要物の処分（以下「家財道具片付け等」という。）

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に補助対象事業ごとに以下に定める補助率を乗じて得た金額とし、毎年度予算の定める範囲内で交付するものとする。

(1) 改修工事等 補助率 1/2 限度額 500,000 円

(2) 家財道具片付け等 補助率 1/2 限度額 500,000 円

2 前項により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

(補助金の交付)

第8条 補助金は、1棟の空き家について1世帯等に1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて日の出町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

(1) 補助対象空き家等の現状のわかる写真及び位置図

(2) 補助対象経費になる見積書

(3) 日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金事業計画書（様式第2号）

(4) 改修工事等の場合、これに関する設計図書

(5) 補助対象空き家等の譲受けの事実を証明する書類（契約書の写し等）

(6) 補助対象空き家等の改修にかかる当該空き家等の所有者の承諾書

(7) 補助対象者の町税等に滞納がないことを証明できる書類

(8) 補助対象者の住民票又は戸籍の附票の写し

(9) 改修工事等が、法令等の規定により許可又は確認が必要なものについては、確認申請書等の写し

(10) 昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準で建築されたことを証明する書類（建築確認済証等）、もしくは地震に対する安全性にかかる建築基準法または建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することを証明する書類（耐震基準適合証明書等）

(11) その他町長が必要と認める書式
（補助金の交付決定）

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された書類等により審査し、交付の可否を決定し、日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知する。

2 前項の場合において、町長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（補助事業の変更）

第 11 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付変更申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付変更承認通知書（様式第 5 号）により承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。
（実績報告）

第 12 条 工事等に係る交付決定者は、当該工事等が完了したときは、速やかに日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金実績報告書（様式第 6 号）に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事等に係る経費の請求書及び明細書並びに領収書の写し

(2) 事業実施前及び事業実施後の状況の分かる写真

(3) 第 9 条第 9 号にかかる許可または確認に申請を行った場合は、その検査済証等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第 13 条 町長は、前条の規定による報告があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により、当該決定を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 14 条 交付決定者は、補助金額の確定後、速やかに日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提

出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取り消し)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 工事等を中止したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(3) 法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は町長の指示に従わないとき

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(状況報告)

第 17 条 交付決定者は、補助事業が完了した日の属する会計年度を含む 5 か年について、毎年度末における事業の実施状況を日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金事業実行状況報告書(様式第 9 号)により、町長に報告しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は日の出町補助金等交付規則(昭和 54 年 5 月規則第 3 号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(検証)

2 この要綱の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3 年後を基準として、補助金の交付についての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。